

## 条例第〇〇号

## 多摩市みんなの文化芸術条例（委員会案）

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと、緑あふれる豊かな自然環境を併せもった調和のとれた街です。先祖代々の街に住んでいる人々と全国から移り住んだ人々が、共に関わり合い、住民同士の繋がりを築き、先人から受け継いだ伝統的文化を継承し、また、文化芸術を創出することで、多摩市の文化は創られてきました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心を育て、他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、国内外の人々との繋がりを築いていくこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの育成、私たちの住む街の活力に必要不可欠なものです。

私たちは、文化芸術の表現活動を自ら行う者、その活動を支える者、普及または継承する者、そして享受する者が相互に関係し、循環していくことで、文化芸術が発展していくことに鑑み、表現活動の担い手および鑑賞者又は享受者への支援を行っていくことが重要であること、そして、あらゆる市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが創造や表現の担い手になることができることを確認します。

私たちは、文化芸術を継承、発展、創造することにより、多摩市に暮らし集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会の実現を目指すため、ここに、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、多摩市における文化及び芸術（以下、文化芸術という。）の振興に関し、基本的な事項を定め、市民と市の役割を明らかにすることで、人々の創造性と豊かな感性を育むとともに、心豊かに暮らせる地域社会をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例の市民（市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等）をいう。

2 この条例において、「表現活動の担い手」の用語の意義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(1) 生業の有無及び活動の形態、方法に関わらず、有形または無形の創造や表現活動を自ら行う市民をいう。

(2) 創造や表現活動を支える市民をいう。

(3) 創造や表現活動、伝統文化、文化財の普及および継承に取り組む市民をいう。

3 この条例において、「鑑賞者又は享受者」とは、市民に関わらず、表現活動を受けとめる者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況に関わらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる人々が文化芸術に関与し、参加し、創造・表現し、鑑賞又は享受する権利を保障するとともに、文化芸術を通して相互に理解及び尊重できる地域社会の実現が図られるよう考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、次代の担い手となる人々または団体の育成が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれてきた伝統文化が継承されるとともに、文化芸術が創造され続ける環境の整備が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を享受する権利が守られるとともに、鑑賞者又は享受者の増加が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、市内外を問わず、さまざまな人々や団体等との連携が促進されると共に、過去から現在までの間人々が営んできた活動又は創り出したものが、未来にわたり継続していく社会環境づくりが図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取り

組みの推進を図り、もって生活の質の向上や市民自治による市民文化の発展に寄与するものでなければならない。

(市民の権利と役割)

第4条 市民は、誰もが自ら鑑賞者又は享受者として文化芸術を享受し、また表現活動の担い手として活動する権利を有する。

2 市民は、基本理念にのっとり、表現活動の担い手とその活動に関して、相互にその大切さを理解し、尊重するよう努める。

(表現活動の担い手の役割)

第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の発展と継承のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根差した活動に取り組むよう努めるものとする。

2 表現活動の担い手は、文化芸術活動において、人々の尊厳や人権を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に、多様な文化芸術活動を行うことができること、並びに、文化芸術の普及又は継承していくことができる環境の整備を行うための施策を図らなければならない。

3 市は、市民や市内を訪れる人々が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供し、鑑賞者又は享受者を増やす施策を図らなければならない。

4 市は、文化芸術の振興を行うために、ひろく市民と連携しなければならない。

5 市は、公正及び中立な立場において、創造・表現の自由の保障に努めるものとする。

6 市は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもたちのための取り組み)

第7条 市は、文化芸術が乳幼児期から子どもたちの身近にあることで、次代を担う子どもたちが文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、次に掲げる各号の取り組みを推進するものとする。

(1)子どもたちが文化芸術活動に自由に参加する権利の保障に努めること。

(2)市民と協力し、文化芸術が乳幼児期から身近に触れられる機会を提供すること。

(3)成長期における子どもたちの豊かな創造力並びに思考力等を養うために、児童期から青年期にかけては、質の高い文化芸術を鑑賞又は体験する機会

の確保に努めること。

(計画の策定)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ中長期的視点で計画的な推進を図るため、計画を策定するものとする。

(外部機関の設置)

第9条 市は、前条に掲げた計画の推進および施策の評価等を行う外部機関を設置するものとする。

2 外部機関は、多摩市域での活動について知見や経験を持つ市民、または文化芸術についての知見を持つ専門家等で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(多摩市立複合文化施設の位置づけ)

第10条 多摩市立複合文化施設は、他の文化施設や市民活動施設と連携し、市の文化芸術活動及び地域活性化の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となり、文化芸術の振興並びに地域への経済効果に寄与する施設として活用されなければならない。

(国や他自治体等との連携)

第11条 市は、国および他の地方公共団体と連携し、文化芸術振興を図るよう努めるものとする。

附則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。